令和９年度版

新城市放課後児童クラブのご案内



目次

１．児童クラブとは（加入要件、内容）	１ページ
２．児童クラブの開設時間など（開設時間、休業日、小学校代休日など）	１ページ
３．児童クラブの保護者負担金など （保護者負担金、傷害保険料）	２ページ
４．児童クラブの加入（加入形態、加入に必要な書類、優先順位）	３～６ページ
５．加入申込から利用開始までの流れ	７ページ
６．休止・辞退届について	７ページ
７．変更届について	８ページ
８．児童クラブ一覧（通年開設、長期休みのみ開設、開設場所）	８～１２ページ
９．児童クラブの送迎について	１３ページ
１０．よくある質問　Q&A	１４ページ

問い合わせ先

新城市役所　こども未来課　TEL(0536)23-7622　FAX(0536)23-7699

(株)共立ソリューションズ新城営業所　TEL(0536)25-7805　FAX(0536)25-7804

1．児童クラブとは

◆加入要件

小学校の放課後や夏休みなどの長期休み期間に、保護者の就労など（＊）により、家庭等でみることができない児童。

＊就労など：就労のほかに、家族の入院やその付き添い、小学校区が広域のため通学に公共交通機関を使用しており、その待ち時間（鳳来地区、作手地区で施設定員に余裕がある場合に限る）など、客観的に就労と同程度の必要性があると認められること。

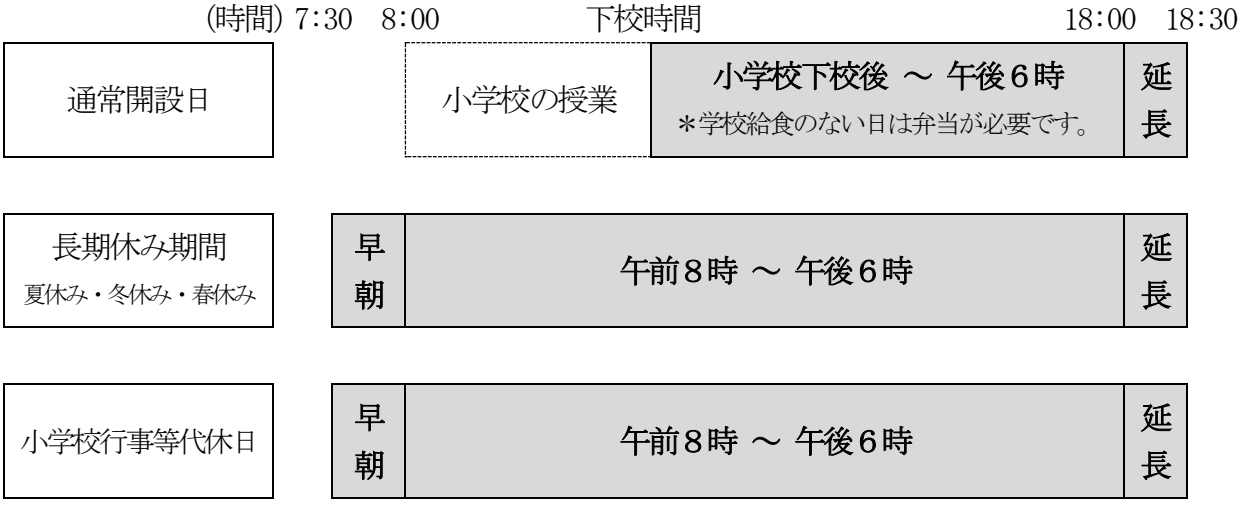
※正当な理由なく保護者負担金及び傷害保険料を納期限から３カ月以上滞納している世帯は入所を不承認とします。また、入所後であっても、虚偽が判明した場合は入所の承認を取り消すことがあります。

◆内容

自主学習や遊びを中心とした生活の場を提供し、児童の放課後の安全な居場所づくりと健全育成の向上を目的としています。

2．児童クラブの開設時間など

◆開設時間



※通常開設日の早朝はありません。

◆持ち物

・利用承認通知に同封します。

◆休業日

◎土曜日、日曜日、国民の祝日
◎８月１３日～８月１５日（盆休み）
◎１２月２９日～１月３日（年末年始）

◆行事のため学校がある場合について

小学校の対応に準じ、下記の対応を基本とします。
◎通常下校、一斉下校の場合は、児童クラブは開設します。
◎親子下校の場合は、児童クラブはお休みです。

３．児童クラブの保護者負担金など

◆保護者負担金

	基本料金	早朝料金	延長料金
通年利用の児童 １名当たり （おやつ代を含む） （行事等代休日を含む）	月 額　５，０００円 ７月　６，０００円 ８月　８，０００円	年額５００円 （行事等代休日のみ） ＋ 長期休み期間 月額５００円 ※８月のみ１，０００円	月額 １，０００円

	基本料金	早朝料金	延長料金
長期休みのみ利用の児童 １名当たり （おやつ代を含む）	春休み（４月）　１，５００円	５００円	５００円
	夏休み（７月）　３，０００円	５００円	５００円
	夏休み（８月）　８，０００円	１，０００円	１，０００円
	冬休み（12-1 月）　３，０００円	５００円	５００円
	春休み（３月）　１，５００円	５００円	５００円

【注】月途中で加入または辞退した場合でも、日割計算はありません。

【注】生活保護世帯は保護者負担金の免除制度があります。

◆保護者負担金及び傷害保険料の支払について

・支払方法については、児童クラブ利用承認通知書の発送時（２月上旬頃）に詳細説明をさせていただきます。

◆傷害保険の加入について

・児童クラブ利用の審査通過後、安全に活動を行うため、児童クラブの傷害保険（年額９００円）への加入が必須となります。

４．児童クラブの加入

◆加入形態（　利用区分　）

◎通年利用

一年を通じて、児童クラブを利用すること

◎長期休みのみ利用

夏休み、冬休み、春休みの期間中のみ、児童クラブを利用すること

注意事項

・長期休みのみの利用の方は、小学校行事等代休日に児童クラブの利用はできません。
・始業式、終業式、修了式当日は通年利用の方のみ利用できます。
・長期休み出校日は、通年利用・長期休みのみの利用、どちらの区分でも利用できます。

◆加入に必要な書類

◎加入申込書

加入児童ごとに提出が必要です。記入例をよく読み、両面記入してください。

◎加入要件確認書類

児童の保護者が家庭で児童をみることができない理由を確認します。次の要件に当てはまるか確認し、必要書類を用意してください。いずれの要件にも当てはまらない場合は、児童クラブを利用することができません。

※住民票上同一地番に、いずれの要件にも当てはまらない６５歳未満（令和９年４月１日時点）の親族等がいる場合は選考指数を調整します。

※弟妹が令和９年度こども園利用予定の方で次の書類を提出された場合は、再度提出していただく必要はありません。

①就労のため家庭で児童をみることができない場合

＜加入要件＞

◎通年利用

就労が土日を除く週３日、１日４時間以上の勤務で、かつ勤務終了時間が午後３時以降であること。

◎長期休みのみ利用

就労が土日を除く週３日、１日４時間以上の勤務で、かつ勤務終了時間が正午以降であること。

＜必要書類＞

〇就労証明書

・児童の保護者のうち就労・自営業・農業されている方の分は、全員提出してください。
・就労の場合は、勤務先で記入・証明していただき、提出してください。

②病気負傷や病人の看護等のため家庭で児童をみることができない場合

＜加入要件＞　【病人看護の場合】

看護が、月１２日以上かつ日４時間以上

＜必要書類＞

〇診断書等

・児童の保護者が入院等をしていることが分かる診断書等を提出してください。

・介護の場合は、要介護認定通知書、ケアプラン等を提出してください。

〇各種手帳の写し

療育手帳, 身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳等の写しを提出してください。

③母親の出産等のため家庭で児童をみることができない場合

＜加入要件＞　【妊娠・出産の場合】

出産予定日の２か月前から、出産予定日から６か月を経過した月の月末までの間

＜必要書類＞

〇母子健康手帳の写し（保護者氏名及び分娩予定日の確認）

・表紙の写し（保護者氏名が分かるように）と、分娩予定日を記載するページ（新城市の母子手帳では４ページ）の写しを提出してください。

④上記以外の理由のため家庭で児童をみることができない場合

※こども未来課に事前に相談してください。

◆加入の優先順位

（1）加入申込者が施設定員を超過した場合、児童クラブ加入選考指数表（６ページ参照）に基づき、学年、保護者の勤務日数、勤務時間等で加入審査を行い指数の高い方から加入となります。

（2）提出された書類の内容について、審査に影響を及ぼす虚偽が判明した場合、加入を不承認とします。また、加入後であっても、虚偽が判明した場合は加入の承認を取り消すことがあります。

（3）加入審査にあたり必要があると判断した場合、児童が現在や過去に在籍したこども園、学校、療育機関等の関係機関から、児童の状況を伺うことがあります。

※祖父母等の協力が得られる家庭につきましては、対象児童であっても加入申込みについてご配慮いただきますようご協力をお願いいたします。

◆注意事項

◎家庭状況の変動について

利用期間中に、世帯構成、住所、勤務先などが変わった場合は、こども未来課もしくは各児童クラブに必ず申し出ください。変更届等をご提出いただく必要があります。

◆食物アレルギー

児童の生命に関わるため、利用申込の際に必ずアレルギーの原因食材を申し出ください。（申込書提出の際に簡単な調査票をご記入いただきます。）

各児童クラブで、おやつの購入・配布にできる限りの配慮をします。ただし、対応しきれないほど重い症状、コンタミネーション不可等の場合は、おやつの一部もしくは全部を持参いただくことがあります。（保護者負担金の減免はありません。）

※「児童クラブ利用承認通知書」の交付時に、必要な方へ「食物アレルギー調査票」等を同封させていただきます。該当される方は「食物アレルギー調査票」、「学校生活管理指導表（小学校へ提出する写しでも可）または診断書（写し）」をご提出ください。

※エピペンを処方されている場合などは、医師の診断書等の提出をお願いすることがあります。

【児童クラブ加入選考指数表】

【学年指数】

学年	指数
1年生	48
2年生	42
3年生	36
4年生	12
5年生	6

【保護者指数】

区　分	細目		指数
就労 （就学）	週5日以上の就労	午前8時から午後6時までの間に、8時間以上就労している	20
		午前8時から午後6時までの間に、6時間以上8時間未満就労している	18
		午前8時から午後6時までの間に、4時間以上6時間未満就労している	15
	週4日以上の就労	午前8時から午後6時までの間に、8時間以上就労している	15
		午前8時から午後6時までの間に、6時間以上8時間未満就労している	13
		午前8時から午後6時までの間に、4時間以上6時間未満就労している	10
	週3日以上の就労	午前8時から午後6時までの間に、8時間以上就労している	10
		午前8時から午後6時までの間に、6時間以上8時間未満就労している	8
		午前8時から午後6時までの間に、4時間以上6時間未満就労している	5
妊娠・出産		出産予定日の2か月前から、出産予定日から6か月経過した月の月末まで	15
病気 負傷	入院中		20
	自宅療養	入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合	20
		感染症疾病又は精神性疾患であって、保育が著しく困難なため	18
		医師の診断にて安静を要すると診断され保育が困難な場合	10
		週3日以上かつ午前8時から午後6時までの間に、3時間以上通院を要する場合	5
障がい	身体障害手帳等級1・2級、療育手帳A・B若しくは精神障害者福祉保健手帳1～3級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者		20
	身体障害手帳等級3級、若しくは療育手帳C所持している者、又は要介護3の認定を受けている者		10
	身体障害手帳等級4級を所持している者、又は要介護2・1の認定を受けている者		5
看護 介護	重度心身障害者（児）等【身体障害手帳等級1・2級、療育手帳A・B若しくは精神障害者福祉保健手帳1～3級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者】の常時観察、付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、保育が常時困難なため		20
	病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ、午前8時から午後6時までの間に3時間以上、保育が常時困難な場合		10
	病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月12日以上かつ、午前8時から午後6時までの間に3時間以上、保育に支障がある場合		8
その他	市長が特に保育（保護）が必要と認める場合		適宜

※父・母のうち、指数合計の低い方で判定します。

※夜勤勤務で日中保護者が在宅の場合は、利用要件としてはありとしますが、指数は0点で計算します。

【調整指数】

区　分	指数
ひとり親世帯等	2
入所児童が障害（身体障害手帳等級1～4級、療育手帳A～C又は精神障害者福祉保健手帳1～3級を持参）を有している、又はそれに類する状況が認められる場合	5
父母以外で就労等していない65歳未満の同居の成人した親族等がいる場合	−5

＜計算方法＞

【学年指数】＋【保護者指数】＋【調整指数】→合計指数

同点によって決まらない場合は抽選とします。

５．利用開始までの流れ

市役所ホームページ▶

◆児童クラブ利用開始までの流れ

◎ 加入申込受付　【１１月１６日～１２月１５日】

・必要書類を(株)共立ソリューションズ　新城営業所、こども未来課、鳳来・作手支所地域課　いずれかの窓口に提出してください。

＜必要書類＞（３，４ページ参照）

・加入申込書（加入児童１名につき１枚両面）

・加入要件が確認できる書類

↓

◎ 加入審査・調整・利用決定　【１月中旬～２月上旬頃】

・加入の可否を審査し決定をします。加入申込者が施設定員を超過の場合は、児童クラブ加入選考指数表に基づき、加入の決定をしていきます。

・加入決定され次第、(株) 共立ソリューションズより「児童クラブ利用承認通知書」を送付します。

↓

◎ 利用に向けての準備

・保護者の方にしていただく準備等のご案内を「児童クラブ利用承認通知書」に同封します。案内にしたがって準備をお願いします。

↓

◎ 利用開始

※年度途中からの利用申し込みについては、市役所ホームページをご覧ください。

６．休止届・辞退届について

前月２０日（土日、祝日の場合は翌営業日）までに、申し出てください。期限を過ぎた申し出については、該当月の保護者負担金を負担していただきますのでご注意ください。

◆休止届について

休止届はひと月や長期休み単位で受け付けます。休止期間が２か月を超える場合は、辞退となりますのでご注意ください。

◆辞退届について

退職等により加入要件を満たさなくなった場合や、児童クラブの利用が不要となった場合に提出いただきます。

7．変更届について

◆変更届について

ご提出いただいた加入申込書、就労証明書の内容に変更があった場合等はご提出ください。なお、変更届の提出期限等については、「１０．よくある質問　Q&A（最終ページ)」をご覧ください。**加入決定後の利用区分の変更を希望される場合は、一度辞退となり、再度審査になりますので利用区分の変更・利用申請月の変更を行う場合は、対象月の２ヶ月前までに変更届をご提出ください。**

8．児童クラブ一覧

◆通年利用

学校区	クラブ名 (募集人数)	実施場所	電話番号
新城	新城児童クラブA （４０人）	新城小学校内	080-7367-5697
	新城児童クラブB （４０人）	新城小学校内	080-7367-5698
千郷	千郷児童クラブA （４０人）	千郷児童クラブ専用施設	080-7367-5701
	千郷児童クラブB （４０人）	千郷児童クラブ専用施設	080-7367-5706
	千郷児童クラブC （４０人）	千郷児童クラブ専用施設	080-7367-5708
	千郷児童クラブD （４０人）	千郷児童クラブ専用施設	080-7367-5688
東郷西	東郷西児童クラブA （４０人）	東郷西小学校内	080-7367-2559
	東郷西児童クラブB （４０人）	東郷西小学校内	080-7367-2557

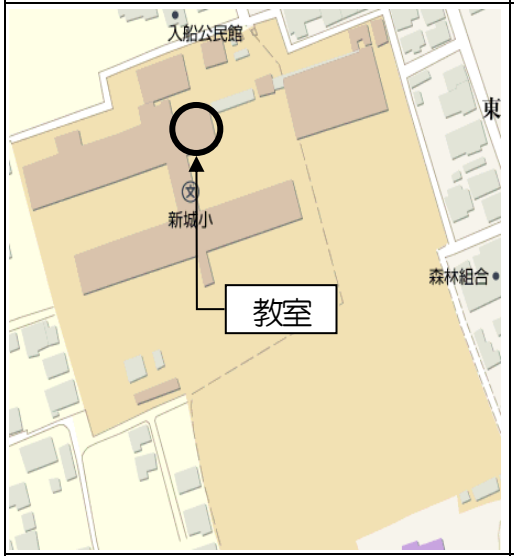
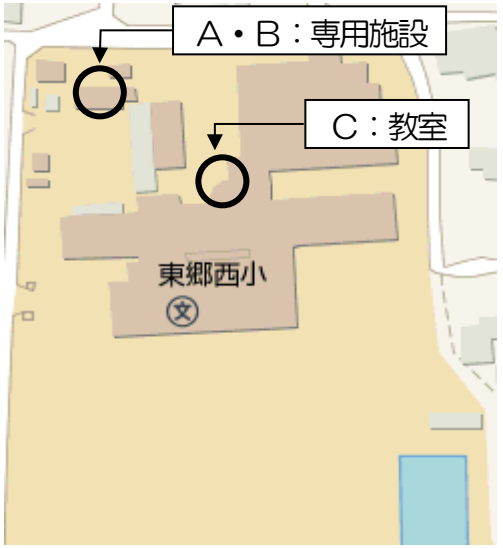
小学校区	クラブ名 (募集人数)	実施場所	電話番号
東郷東	東郷東児童クラブ （４０人）	東郷東小学校内	080-7367-2560
舟着	舟着児童クラブ （３０人）	舟着小学校内	080-7367-2564
八名	八名児童クラブ （４０人）	八名小学校内	080-7367-2587
鳳来中部	鳳来中部児童クラブ （４０人）	鳳来中部小学校内	080-7367-2577
東陽	東陽児童クラブ （４０人）	東陽小学校内	080-7367-2582
黄柳川	黄柳川児童クラブ （４０人）	黄柳川小学校内	080-7367-2585
鳳来東	鳳来東児童クラブ （１０人）	鳳来東小学校内	080-7367-6448
作手	作手児童クラブ （３０人）	つくで交流館内	080-7367-6446
鳳来寺	鳳来寺児童クラブ （１５人）	鳳来寺小学校内	080-7367-6463

◆長期休みのみの開設

小学校区	クラブ名 (募集人数)	実施場所	電話番号
千郷	千郷児童クラブＥ （４０人）	千郷小学校内	080-7367-6488
東郷西	東郷西児童クラブＣ （２５人）	東郷西小学校内	080-7367-6434

【注】新城小学校の児童クラブ（新城Ａ・Ｂ）に加入を希望される方、千郷小学校の児童クラブ（千郷Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ）に加入を希望される方、東郷西児童クラブ（東郷西Ａ・Ｂ・Ｃ）に加入を希望される方については、各児童クラブの人数を調整のうえクラスの割り振りをします。

◆開設場所一覧

<table>
<tr><td>新城児童クラブＡ・Ｂ
（新城小学校内）</td><td>千郷児童クラブ
（千郷児童クラブ専用施設、千郷小学校内）</td><td>東郷西児童クラブ
（東郷西小学校内）</td><td>東郷東児童クラブ
（東郷東小学校内）</td></tr>
<tr><td>
</td><td>
</td><td>
</td><td>
</td></tr>
<tr><td>舟着児童クラブ
（舟着小学校内）</td><td>八名児童クラブ
（八名小学校内）</td><td>鳳来中部児童クラブ
（鳳来中部小学校内）</td><td></td></tr>
<tr><td>
</td><td>
</td><td>
</td><td></td></tr>
</table>

東陽児童クラブ （東陽小学校内）	黄柳川児童クラブ （黄柳川小学校内）	鳳来東児童クラブ （鳳来東小学校内）	作手児童クラブ （つくで交流館内）
			

鳳来寺児童クラブ （鳳来寺小学校内）


９．児童クラブの送迎について

児童クラブへの送迎は、原則として保護者(承認後にご提出いただく児童カードに記載済みの方)でお願いします。

児童の安全のため、開設時間より前の送迎はご遠慮ください。

※開設時間内での送迎が困難な場合は、「新城市ファミリー・サポート・センター」を利用ください。利用は有料で、事前に会員登録が必要です。詳細は新城市ファミリー・サポート・センターへ直接問い合わせください。　℡：080-6922-7001

１０．よくある質問　Q&A

質問	回答
Ｑ１　加入審査は、申し込みの先着順で行われますか?	Ａ１　先着順ではありません。加入申込期限までに提出された申込書により、指数表（6ページ参照）をもとに指数の高い順に加入をご案内します。
Ｑ２　長期休みのみ利用から、通年利用に切り替えたいです。	Ａ２　通年利用を始めたい２カ月前までに「変更届」を提出してください。途中加入希望の方と同じスケジュールで通年利用の審査をします。ただし、通年利用の要件（３～４ページ参照）を満たしている必要があります。 （例）夏休みのみ利用で申請中→９月から通年利用希望の場合 …７月末までに「変更届」を提出してください。
Ｑ３　通年利用から、長期休みのみに切り替えたいです。	Ａ３　通年で利用する最終月の前月２０日までに「辞退届」を提出し、切り替え希望の長期休みの２カ月前までに「変更届」を提出してください。 （例）１０月まで通年利用→冬休みのみ利用したい場合 …①９月２０日までに「辞退届」を提出、 ②１０月末までに「変更届」を提出してください。
Ｑ４　通年利用をやめたいです。	Ａ４　利用をやめたい月の前月２０日までに「辞退届」を提出してください。 （例）９月まで通年利用→１０月からは利用をやめたい場合 …９月２０日までに「辞退届」を提出してください。
Ｑ５　春・夏・冬休みの長期休みのみ利用で申し込んでいたが、特定の休みの利用だけやめたいです。	Ａ５　利用をやめたい休みの前月２０日までに「変更届」を提出してください。 （例）夏休み、冬休み、春休み（３月）を申し込んでおり、冬休みだけ利用をやめたい場合 １１月２０日までに「変更届」を提出してください。
Ｑ６　通年で、早朝も延長もすべて利用する場合の月額料金はいくらになりますか?	Ａ６　４，７，８，１２，３月（長期休み期間を含む月）は、基本料金＋早朝料金＋延長料金となります。これに加え、年度中初めて利用する月のみ、年額５００円の行事等代休日の早朝料金が加算されます。長期休み期間を含まない月は、基本料金＋延長料金となります。 （例）４月　基本料金 5000 円＋早朝料金 500 円＋延長料金 1000 円＋行事等代休日早朝料金 500 円 ５月　基本料金 5000 円＋延長料金 1000 円
Ｑ７　年度の途中で早朝や延長利用の申し込みをしたいです。	Ａ７　早朝や延長を利用したい月の前月２０日までに「変更届」を提出してください。
Ｑ８　年度の途中で早朝や延長利用をやめたいです。	Ａ８　早朝や延長利用をやめたい月の前月２０日までに「変更届」を提出してください。

※変更の内容によって、手続き後に通知書を発行しない場合があります。ご了承ください。